

第8 感染症に関する予防啓発及び正しい知識の普及並びに患者等の人権の尊重

ポイント

- ◎ 啓発と人権の尊重のための方策
- ◎ 関係機関との連携

1 基本的な考え方

感染症に関する予防啓発及び正しい知識の普及に関しては、県及び市町においては、適切な情報の提供、正しい知識の普及等を行うこと、医師等においては、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供すること、県民においては、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するよう努めるとともに、患者等が差別を受けることがないように配慮していくことが重要である。

また、感染症のまん延防止については、患者等の人権を十分に尊重し、施策を推進していく必要がある。

2 啓発と人権の尊重のための方策

(1) 県及び市町の役割

県及び市町は、あらゆる機会を活用して、予防についての正しい知識の定着、患者等の人権尊重のため、必要な施策を講ずる。

また、保健所は、県民に対し感染症についての情報提供を適宜行い、必要に応じて相談等の体制を整備するとともに、学校の長期休業前には教育委員会等と連携し、家庭へ時節に応じた情報提供を行うことにより、感染症の発生防止に必要な知識の普及啓発を図る。なお、エイズについては、青少年、情報弱者である外国人、同性愛者、性風俗産業従事者に対する啓発を強化する。

(2) 個人情報の流出防止対策

県及び市町は、患者等に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起を行う。

(3) 医師による届出事実の患者等への周知

県及び保健所設置市は、感染症発生の届出を行った医師に対し、患者等の個人情報を保護するため、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するよう周知を図る。

(4) 報道機関との連携

報道機関は、常時、的確な情報を提供することが重要であるが、感染症に関し、誤った情報や不適當な報道がなされないように、県及び保健所設置市は、平時から報道機関との連携を図る。

3 関係機関との連携

県及び市町は、国、都道府県及び市町間における連携を図るため、定期的な情報交換を行う。また、エイズ・HIV感染予防の啓発において、啓発を強化する必要がある層のう

ち、NPO等の民間ボランティア団体が実施する方が適切な場合は、当該団体と連携して実施する。